

特殊災害対策編

この編は、林野火災の予防及び対策のほか、原子力災害発生時の避難者受入計画について記述するが、特殊災害対策については、この編のほか最大災害を想定した「地震災害対策編」を準用する。

林野火災対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

この計画は、森林、原野、牧野及び自衛隊演習場等において火災が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「林野火災」という。）に、市及び防災関係機関等が情報収集活動、消火活動、救急・救護活動、医療活動等の対策を実施するため、必要な事項を定めるものである。

なお、この計画に定めのない事項については、千歳市地域防災計画地震災害対策(共通)編に基づき運用するものとする。

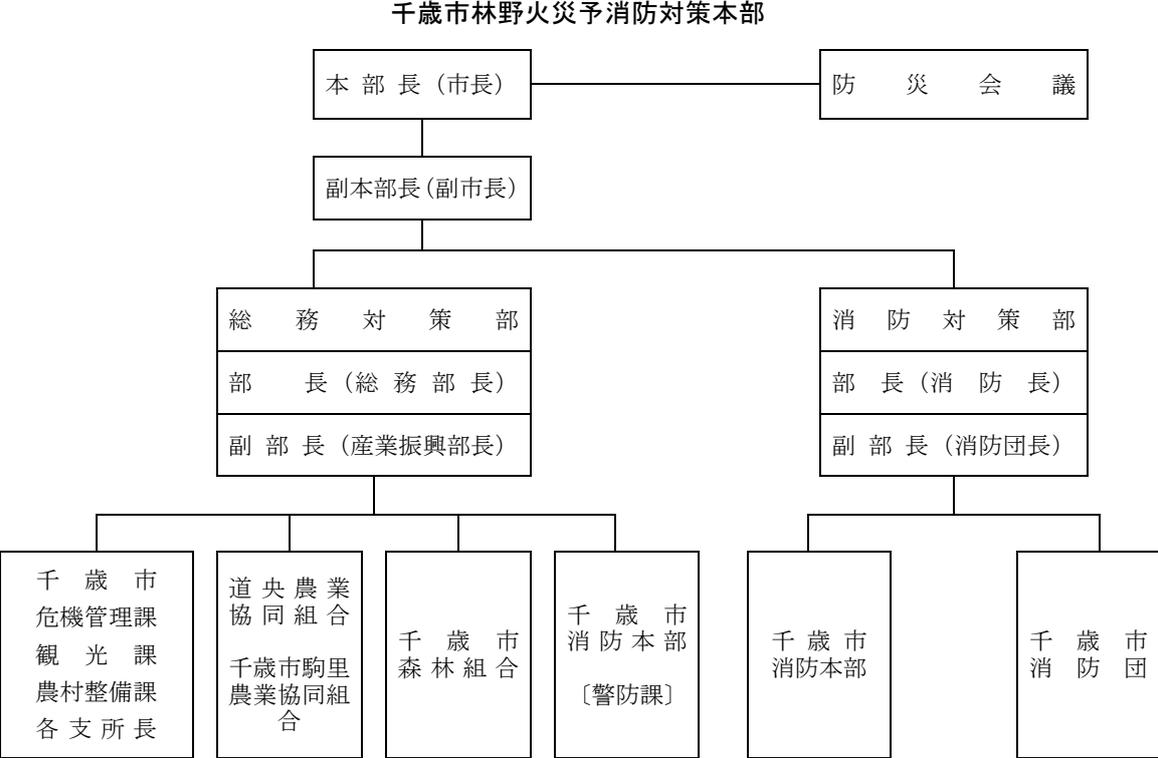
第2節 林野火災体制の確立

第1 林野火災対策の実施機関

市は、林野火災に強い地域づくりを行うため、林野火災の予消防対策を推進し、防災関係機関等相互の連絡・調整、情報交換、計画の実施及び指導等予消防対策の円滑なる実施を図る。

このため、千歳市林野火災予消防対策本部を組織し、設置することができる。

なお、千歳市林野火災予消防対策本部の概要は、次のとおりである。



備考 1 総務対策部は、林野火災予消防対策に係る企画、林野火災気象通報その他の情報の収集、伝達及び本部長からの指示事項の周知徹底を図る。

2 予消防対策部は、予防広報、巡回巡視及び火気の取締りに係る指導等を行う。

第2 林野火災情報の連絡体制

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期するため、次により情報の周知徹底を図る。

1 林野火災気象通報

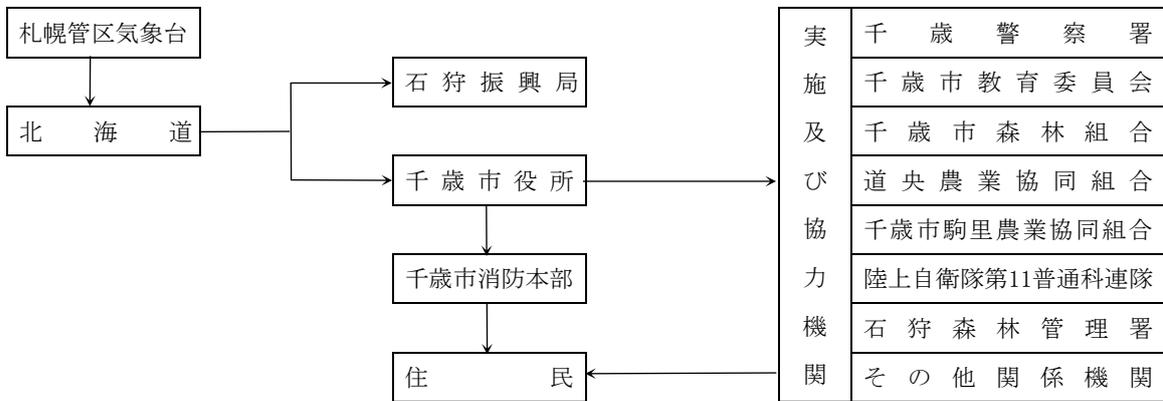
林野火災気象通報は、札幌管区気象台が火災気象通報の一部として行い、発表及び解除をもって行う。

2 林野火災気象通報伝達系統

市長は、北海道（石狩振興局）を経由して林野火災気象通報を受理したときは、次に定める関係機関等へ通報する。

ただし、状況により連絡の必要がないと判断される場合は、連絡先又は情報の全部若しくは一部について連絡を省略できる。

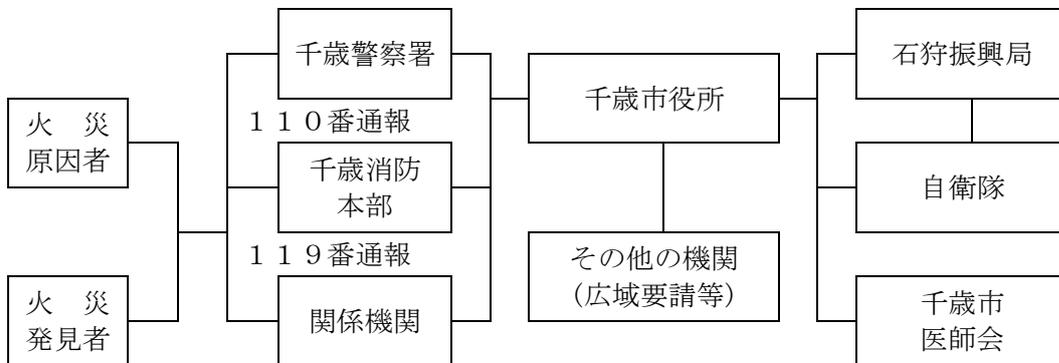
林野火災気象通報伝達系統



3 林野火災発生情報の伝達系統

林野火災発生情報は、火災原因者、又は火災発見者が110番通報や119番通報など、最も早い手段や方法で最寄りの防災関係機関等に対して行う。また、市長は、知り得た林野火災発生情報を防災関係機関等に連絡するほか、必要に応じ広域要請等を行う。

林野火災発生時の情報連絡系統図



第3節 林野火災の概況

地震災害対策（共通）編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 林野火災に強い地域づくり

第1 林野火災予防の基本方針

林野火災は、気象・地形・水利等の条件が悪いなか、人為的な原因により発生することが多いことから、市は、林野火災に強い地域づくりのため、地域住民等に対する林野火災予防意識の普及啓発、予消防対策期間の設定による予消防対策の推進、森林保全巡視指導員等による巡視、更には、消火活動体制の確立や消火資器材及び消防施設等の整備等を行い、林野火災発生防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

第2 林野火災予消防対策期間

毎年4月から6月までとし、特に4月下旬から5月末までを「強調期間」とする。

第3 林野火災予消防本部の設置

林野火災の予消防対策を強力に推進するため、林野火災予消防対策実施期間中、第1章第2節に示す「千歳市林野火災予消防対策本部」を設置することができる。

第2節 防災関係機関等との連携

第1 連携体制の整備

市は、平常時から防災関係機関等との連絡を密にし、林野火災の予防対策を行うとともに、林野火災発生時における初動体制の確保や消火、捜索、救急・救助、医療活動など災害応急体制の整備を行う。

第2 関係機関等の予防対策内容

市及び関係機関は、次により予防対策を講ずる。

区 分	対 策 内 容
一般入林者対策	登山、ハイキング、山菜採取等の入林者に対する対策として、次の事項を推進する。 ア タバコ、たき火の不始末による失火については防災意識の啓蒙を図る。 イ 入林しようとする者には、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。 ウ 掲示板を設置し、啓発する。 エ 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

	<p>オ 観光関係者による予防意識の啓発を図る。</p>
火入れ対策	<p>林野火災予消防実施期間中の火入れは極力避けるようにし、できる限り、夏季又は秋季に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を推進する。</p> <p>ア 火入れ方法の事前指導を行う。</p> <p>イ 火入れをする場合は、必ず火入れ許可をとり、許可附帯条件の遵守を励行させる。</p> <p>ウ 火災警報発令又は気象状況の急変の際は、一切の火入れを中止させる。</p> <p>エ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。</p>
森林所有者対策	<p>森林所有者は、自己の所有林野から失火を防ぐため適切な予消防対策を講ずるとともに、次の事項を実施するよう努める。</p> <p>ア 自己の所有林野への入林者に対する防火啓発を行う。</p> <p>イ 巡視員の配置を行う。</p> <p>ウ 無断入林者に対する指導を行う。</p> <p>エ 火入れに対する安全対策を行う。</p>
林内事業者対策	<p>林内において事業を営むものは、林野火災予消防対策実施期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意のうえ、適切な予消防対策を講ずる。</p> <p>ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。</p> <p>イ 事業を行う箇所に火気責任者の指定する喫煙所を設置するほか、たき火やごみ焼を行う箇所を設ける。また、必要な標識及び消火設備を備える。</p> <p>ウ 事業を行う箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図る。</p> <p>エ 鉱山、道路整備等林内で事業を行う者は、事業区域内より失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予消防措置を講ずる。</p>
自衛隊演習場対策	<p>自衛隊は演習場の火災発生を防止するため、林野火災予消防対策実施期間中、特に次の事項について留意のうえ、適切な予消防対策を講ずる。</p> <p>ア 演習地に出入りする者に対する防火啓発を行う。</p> <p>イ 演習地及び近接地における林野火災発見時の連絡系統及び周知方法を確立する。</p> <p>ウ 危険区域の標示を行う。</p> <p>エ 防火線の設定を行う。</p> <p>オ 巡視員の配置を行う。</p>
森林愛護組合の協力	<p>森林愛護組合は、市及び消防機関における林野火災の予消防活動への協力に努める。</p>
北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者	<p>北海道旅客鉄道株式会社及びバス等運送業者は、林野火災の発生を防止するため、必要により注意喚起等を行う。また、車両通行中に林野火災を発見した場合は、可能な限りの手段を講じ、消防機関等に連絡するとともに、路線火災の初期消火及び延焼防止活動への協力に努める</p>

第3章 災害応急対策計画

第1節 林野火災発生時の警戒体制

第1 林野火災警戒体制

火災警報の発令など林野火災発生のおそれがあるとき、あるいは林野火災が発生したときは、被害情報の収集・整理、及び巡視・警戒等の対応を行うため、林野火災警戒本部体制をとる。

また、火災の延焼や人命への影響など相当な被害が予想される場合は、必要により林野火災対策本部を設置し、対応を行う。

第2 林野火災警戒体制等の組織

林野火災警戒体制及び林野火災対策本部の組織及び活動内容等は、地震災害対策（共通）編第3章第2節「災害対策本部」及び第3節「災害警戒本部」を参照のこと。

第2節 林野火災発生時の情報収集・連絡体制

第1 情報収集・連絡体制

市及び防災関係機関等は、林野火災発生の通報等により被害状況等を把握した場合、収集した被害情報等を相互に連絡する。

また、市は、市域内における林野火災の発生状況等を速やかに北海道（石狩振興局）に報告する

なお、林野火災発生時の情報連絡系統は、第1章第2節「林野火災発生時の情報連絡系統図」のとおりである。

第2 通信手段の確保

市及び防災関係機関等が行う予報、警報及び情報収集伝達、並びにその他林野火災応急対策に必要な指示・命令等は、千歳市防災行政無線、北海道総合行政情報ネットワーク、電話、無線通信等により速やかに行う。

この際、特に林野火災発生地域住民や延焼のおそれのある地域住民への通信手段の確保に留意する。

第3節 林野火災発生時の消防対策

第1 林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防

止に努めることにあるので、市は平常時から林野火災に即応する体制の強化を図り、ジェットシューター等の消火資器材及び空中消火用薬剤の備蓄に努める。

1 消防活動

千歳市消防本部は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、火災の規模、火勢の状況等を判断しつつ、現地の地形、地物を利用して直接及び間接的な消火活動を行うものとする。

この際、林野火災防ぎょ図の活用、適切な消火部隊の配置等により、効果的な消火を行う。

2 避難措置

市は、人命の安全を確保するため、地震災害対策（共通）編第3章第10節「避難」の定めるところにより、必要な避難措置を実施する。

3 自衛隊派遣要請

市は、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、知事に対し地震災害対策（共通）編第3章第6節「第2 自衛隊の派遣要請」の定めにより、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

4 広域応援

市及び千歳市消防本部は、災害の規模により市単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、地震災害対策（共通）編第3章第6節「第3 応援協定等に基づく要請」に準じ、他の消防機関、他の市町村へ応援を要請する。

5 救急・救護活動

市及び千歳市消防本部は、林野火災発生時の救急・救護活動においては、地震災害対策（共通）編第3章第9節「応急医療と救護」の定めるところにより必要な救急・救護措置を実施する。

原子力災害避難者受入計画

第1章 総 則

第1節 避難者受入の基本方針

第1 避難者受入の基本方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき、原子力事業者となる北海道電力株式会社が設置する泊発電所における放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより生じる災害（以下「原子力災害」という。）が想定される。

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針により、泊発電所周辺において、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域」の範囲として、泊発電所を中心として、半径5キロメートル以内の区域を「即時避難地域（PAZ：Precautionary Action Zone）」に、半径30キロメートル以内の区域を「緊急防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone）」に指定している。

また、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）において、市町村地域防災計画（原子力防災計画編）を作成すべき市町村（以下「関係町村」という。）として、PAZ圏内の泊村、共和町、岩内町及びUPZ圏内の神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村が指定されている。

さらに、北海道は、隣接する後志、胆振、石狩及び渡島振興局管内の自治体等（旅館・ホテル等を含む。）に対し、原子力災害発生時において関係町村の広域避難受入協力を要請することとし、市に対しては、「緊急防護措置準備区域（UPZ）」内に所在する倶知安町から避難する住民等（避難者）の受け入れを要請することとしている。

このことから、市は、原子力災害発生時において、北海道から倶知安町の広域避難受入協力の要請があった場合「原子力災害被災者受入支援本部」を設置し、各対策部及び関係機関等が連携して、避難者のスムーズな受け入れと避難者支援等を実施する。

第2 原子力災害対策重点地域

泊発電所における原子力災害事故発生時において、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）として示されている原子力災害対策重点地域は、次のとおりである。

また、これら原子力災害対策重点地域の住民等（避難者）の受け入れについて、北海道から要請を受けている自治体は、原子力災害対策重点地域に隣接する後志、胆振、石狩及び渡島管内の23自治体である。

北海道の原子力災害対策重点地域



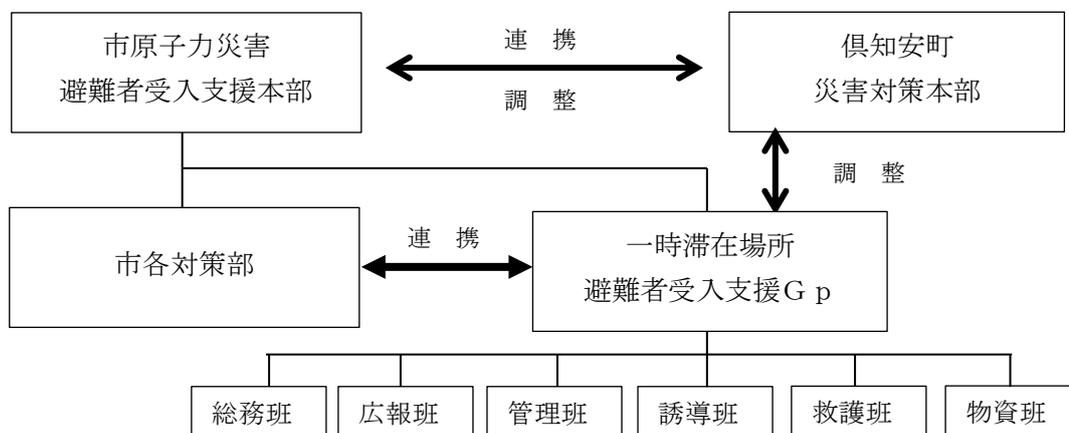
第2節 避難者受入体制の確立

第1 避難者受入支援本部の設置・廃止

原子力災害被災者受入支援本部の組織、構成は、地震災害対策（共通）編第3章災害応急対策計画第2節災害対策本部に準ずるものとし、廃止及び設置は市長が必要と認めたときとする。

第2 一時滞在場所の避難者受入支援の体制

一時滞在場所は、倶知安町の住民が、避難所（旅館・ホテル等）に避難するまでの間、一時的に滞在（宿泊）する場所として必要と判断される場合に設置するものであり、公共施設を一時滞在場所として指定し、避難者受入支援体制を整備する。



第2章 災害予防計画

第1節 倶知安町住民等の避難

第1 緊急事態発生時の避難基準

泊発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が放出されるおそれがある場合、国は緊急事態の初期対応段階を「警戒事態（EAL（AL）」、「施設敷地緊急事態（EAL（SE）」、「全面緊急事態（EAL（GE）」の三つに区分し、各区分に応じた防護措置（住民避難）を実施する。

緊急事態区分	防護措置準備地域住民の行動	
	PAZ（～5km）圏内	UPZ（5～30km）圏内
警戒事態 （EAL（AL））	「施設敷地緊急事態要避難者」の避難準備	
施設敷地緊急事態 （EAL（SE））	<ul style="list-style-type: none"> ・「施設敷地緊急事態要避難者」の避難実施 ・住民の避難準備 	住民の屋内退避準備
全面緊急事態 （EAL（GE））	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難実施 ・安定ヨウ素剤の服用 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の屋内避難実施 プラントの状況悪化に応じて段階的に実施 ・住民の避難実施 ・安定ヨウ素剤の服用

第2 倶知安町の避難予定住民等

原子力災害時における倶知安町の住民避難は、当市のほか苫小牧市、登別市、室蘭市、伊達市が受入支援を行うこととしている。

なお、当市への避難予定住民等は、次のとおりである。

当市への避難予定数及び移動手段等

（令和7年3月31日現在）

関係町村	市への避難数・手段		市への避難予定住民数
倶知安町住民数 15,474人	避難予定者数 （うち、要配慮者）		3,681名 （1,192名）
	移動手段	自家用車	1,264台
		バス	15台
		寝台車	15台
		車いす車	31台

第3 避難住民の避難行動

俱知安町の避難者は、原子力災害対策指針に基づくOIL（運用上の介入レベル）の基準により、国から避難所等の指示があった場合などに発せられる俱知安町からの指示に従い、避難等を行う。

この際、避難者は、原則、道が設置する救護所において避難退域時検査を行った後に、市の一時滞在場所に避難するものとする。

第2節 避難所等の確保

第1 避難者受入のための一時滞在場所の確保

市は、北海道の要請に基づき、俱知安町の避難者受入のために必要な一時滞在場所の確保に協力する。

一時滞在場所は、俱知安町の住民が、避難所（旅館・ホテル等）に避難するまでの間必要と判断される場合に一時的に滞在する場所であり、市は公共施設を一時滞在場所として確保する。

第2 避難者受入のための避難所確保の協力

俱知安町の避難者受入のための避難所は、避難の長期化を想定し確保することとなることから、生活環境が良好であることが望ましく、特にプライバシーを確保できることや、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等）に配慮することなどから、旅館・ホテル等を避難所として確保するものであり、基本的には、俱知安町が旅館・ホテル等と避難に関する協定を締結することとしている。

市は、俱知安町の協定締結に必要な情報提供や仲介などを行うなど、避難所確保に協力する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 避難者受入対策の基本方針

第1 避難者受入の基本方針

市は、泊発電所において事故が発生し、若しくは発生するおそれがあり、倶知安町の避難が予測される場合、災害情報の収集や避難者の受け入れ等を整齊・円滑に行うため、防災関係機関等や事業者等及び市民の協力を得て、原子力災害避難者受入支援本部を設置し、避難住民等の受入や避難者支援等を実施する。

第2 北海道及び関係町村等との連絡体制

警戒事態発生情報及び施設敷地緊急事態発生情報等の連絡は、北海道（危機対策局原子力安全対策課及び石狩振興局）より、市に対して電子メールで送信されるほか、倶知安町から住民等の避難に係る情報提供や一時滞在所の開設依頼等について連絡がある。

第2節 避難者の受入・支援

第1 一時滞在所の開設準備

市は、北海道（石狩振興局経由）から「施設敷地緊急事態発生情報」の連絡を受けた場合は、一時滞在所の開設に必要な要員を招集し、「一時滞在所支援Gp」を編成するとともに、公共施設の施設管理者等に対して一時滞在所の開設等に対する協力を依頼する。

第2 一時滞在所の開設

市は、倶知安町から一時滞在所の開設依頼があった場合、倶知安町との連携を図り、避難時期、避難住民数（避難行動要支援者数）、避難経路、避難手段等について確認し、一時滞在所の開設を行う。

第3 避難者の受入・支援

原子力災害避難者の受入、支援の内容、担当及び支援の概要は、別に定める「原子力災害時における避難者受入に関するマニュアル」による。

なお、具体的な内容については、倶知安町と調整し、柔軟に対応するものとする。

第4 感染症対策

感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、北海道が定める「感染流行下での原子力災害発生時における対応指針」に基づき、北海道及び倶知安町と連携して感染対策を講ずるものとする。

支援の種類	担 当	支援の概要	備 考
一時滞在場所の確保	企画対策部 市民環境対策部 保健福祉対策部 産業振興対策部 観光対策部 教育対策部	<ul style="list-style-type: none"> 一時滞在場所となる施設管理者との調整、避難者の受入、誘導、一時滞在場所の開設・運営及び避難者の生活支援等を行う。 北海道及び倶知安町が締結している市内関係事業者と連携し、受入可能（空き部屋）状況等を把握する 上記に関し、関係町村（倶知安町）担当者と連絡・調整を行う。 	関係事業者：旅館 ホテル事業者
避難所の確保			
生活相談	市民環境対策部	避難者のため、市役所に臨時の相談窓口を開設し、各種相談業務を行う。	
相談待機所の提供	保健福祉対策部	避難者が住宅等に入居するまでの間、公共施設等を活用し、相談のため一時的に滞在できる施設を提供する。	
住宅の提供・紹介	建設対策部	避難者が生活するための住宅を関係機関等と調整し、提供または紹介を行う。	
被災地患者の受入	医療対策部 消防対策部	被災地において受傷した重症患者や人工透析患者等を関係機関と連携を図り、可能な限り受け入れを行う。	関係機関：北海道、 千歳医師会
生活支援金、義援金の支給	保健福祉対策部	避難者への生活支援金の支給（支給及び内容については別途決定する）及び日本赤十字社等からの義援金の支給を行う。	
職業の紹介	産業振興対策部	公共職業安定所と連携を図り、必要により、災害で職を失った避難者に対して、職業の紹介及び情報提供を行う。	
各種情報の提供	企画対策部	避難者に対し、各種情報の提供を行う。	
その他必要な支援	総務対策部	その他、避難者に対する必要な支援（内容等調整し担当対策部が実施する）	

第5 倶知安町への引き継ぎ

市は、一時滞在場所の受入、運営体制等が整い、倶知安町が一時滞在場所での業務体制を完了した段階で、避難住民の受入事務等に係る業務を倶知安町に引き継ぐものとする。

なお、避難者が避難所（旅館・ホテル）に移動完了するまでの間は一時滞在場所における支援を継続するものとする。